



社援協發 0913 第1号
令和元年9月13日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

消費生活協同組合業務室長

(公印省略)

消費生活協同組合法及び同法施行規則の一部改正について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行により、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の一部が改正され、併せて、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号）についても、その一部が改正されたところである。

その内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）に対し、周知されるとともに、適切な指導を行い、円滑な施行について特段のご配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

第一 改正の趣旨及び内容（別紙参照）

成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を組合の役員の資格から一律に排除する規定について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断するものへと改めるための改正が行われたところである。

第二 改正内容

（改正前）

○消費生活協同組合法

第29条の3 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 (略)
- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 三～四 (略)
- 2 (略)

(改正後)

○消費生活協同組合法

第29条の3 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 (略)
- 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三～四 (略)
- 2 (略)

○消費生活協同組合法施行規則

第57条の2 法第29条の3第1項第2号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第三 運用にかかる留意点

1. 今般の法律及び省令の改正により、役員となることができない者の確認方法として、役員立候補（推薦）時に本人に対して欠格事由に該当しない旨の申し出を求めることが考えられる。
2. 心身の故障のため職務を適正に執行することができるか否かの判断については、法第30条の3の規定に照らして、各組合においてその業務内容を勘案して行うことが望ましいと考えられる。この判断にあたっては、必要に応じて医師の診断書等を参考することも有用と考えられる。

第四 施行期日等

1. 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律
 - (1) 公布日
令和元年6月14日
 - (2) 施行期日
令和元年9月14日
2. 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和元年厚生労働省令第46号）
 - (1) 公布日
令和元年9月13日
 - (2) 施行期日
令和元年9月14日